

別紙

桶川市税条例及び桶川市都市計画税条例の一部を改正する条例

**第 1 条** 桶川市税条例（昭和 3 0 年桶川市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第50条 略</p> <p>9 法 <u>第321条の8第60項</u> に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u> 及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法 <u>第321条の8第69項</u> の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでな</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第50条 略</p> <p>9 法 <u>第321条の8第62項</u> に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u> 及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法 <u>第321条の8第71項</u> の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでな</p>

い。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第77条の2 法第382条の2に規定する**固定資産課税台帳**の閲覧の手数料は、桶川市手数料条例の規定により徴収する。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第77条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の**証明書**の交付手数料は、桶川市手数料条例の規定により徴収する。

#### 附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第5条の2 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第54条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する

い。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第77条の2 法第382条の2に規定する**固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)**の閲覧の手数料は、桶川市手数料条例の規定により徴収する。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第77条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の**証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)**の交付手数料は、桶川市手数料条例の規定により徴収する。

#### 附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第5条の2 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第54条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する

申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第54条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る**第54条第1項及び第4項**に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

3 法**附則第15条第16項**に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法**附則第15条第16項**に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

4 法**附則第15条第27項第1号イ**に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法**附則第15条第27項第1号ロ**に規定する

申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第54条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る**第54条第1項**に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

3 法**附則第15条第15項**に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法**附則第15条第15項**に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

4 法**附則第15条第26項第1号イ**に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法**附則第15条第26項第1号ロ**に規定する

設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
6 法 <u>附則第15条第27項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	6 法 <u>附則第15条第26項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
7 法 <u>附則第15条第27項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	7 法 <u>附則第15条第26項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
8 法 <u>附則第15条第27項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	8 法 <u>附則第15条第26項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
9 法 <u>附則第15条第27項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	9 法 <u>附則第15条第26項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
10 法 <u>附則第15条第27項第2号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	10 法 <u>附則第15条第26項第2号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
11 法 <u>附則第15条第27項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	11 法 <u>附則第15条第26項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
12 法 <u>附則第15条第27項第3号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	12 法 <u>附則第15条第26項第3号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
13 法 <u>附則第15条第27項第3号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	13 法 <u>附則第15条第26項第3号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
14 法 <u>附則第15条第30項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	14 法 <u>附則第15条第29項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
15 法 <u>附則第15条第34項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	15 法 <u>附則第15条第33項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
16 法 <u>附則第15条第35項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	16 法 <u>附則第15条第34項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日

第10条の3 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日

から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に**100分の5**を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に**100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)**を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

**第2条** 桶川市都市計画税条例（昭和45年桶川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p><b><u>(法附則第15条第16項の条例で定める割合)</u></b></p>	<p><b><u>(法附則第15条第15項の条例で定める割合)</u></b></p>
<p>2 法<b><u>附則第15条第16項</u></b>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<b><u>附則第15条第16項</u></b>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p>	<p>2 法<b><u>附則第15条第15項</u></b>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<b><u>附則第15条第15項</u></b>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p>
<p><b><u>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</u></b></p>	<p><b><u>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</u></b></p>
<p>3 法<b><u>附則第15条第34項</u></b>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>3 法<b><u>附則第15条第33項</u></b>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p><b><u>(法附則第15条第35項の条例で定める割合)</u></b></p>	<p><b><u>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</u></b></p>
<p>4 法<b><u>附則第15条第35項</u></b>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>4 法<b><u>附則第15条第34項</u></b>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格</p>	<p>6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格</p>

(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

17 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

17 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。



(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の桶川市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の桶川市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。